

一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団
農地中間管理事業業務委託実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団（以下「財団」という。）が、農地中間管理事業（以下「事業」という。）を効果的かつ円滑に推進するため、事業に関する規程並びに業務方法書に基づく業務の一部を委託して行う場合について、その委託に関する必要な事項を定めるものとする。

(業務の委託)

第2条 財団はあらかじめ知事の承認を受け、業務の一部を市町及び市町が指定する旧農地利用集積円滑化団体（一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団農地中間管理事業実施規程第3の(2)で定めるものをいう。）（以下「市町等」という。）並びに農業協同組合等に委託するものとする。

2 業務を適正かつ確実に実施することができるものと認められるものとして県が指定する者に委託しようとするときは、第1項の承認は不要とする。

(委託先)

第3条 業務の委託は、事業の趣旨に即してその業務を適正かつ円滑に処理することができる市町等及び農業協同組合等（以下「受託者」という。）に対して行うものとする。

(委託業務の内容)

第4条 財団は、事業に関する業務のうち、市町等に委託する場合は別表1-1に、また、農業協同組合等に委託する場合は別表1-2に掲げるもの（以下「委託業務」という。）を委託するものとする。

(委託契約)

第5条 財団は、業務を委託しようとするときは、別記様式第1号により委託しようとする相手方（以下「受託者」という。）に対し依頼を行い、第3条の業務を委託することについて、あらかじめ同意を得るものとする。

2 受託者は、同意書（別記様式第2号）及び業務実施計画書（別記様式第3号）を作成し提出するものとする。

3 業務委託の契約は、「農地中間管理事業業務委託契約書」（別記様式第4号）をもって締結するものとする。

(再委託の禁止)

第6条 受託者は委託業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。

(委託費の額)

第7条 委託費の額は、委託業務の種類、内容、業務量等を勘案して定めるものとする。なお、委託費の対象となる経費は別表2のとおりとする。

(契約期間)

第8条 業務を委託する期間は、契約締結の日から当該年度の3月31日までとする。

(委託費の支払)

第9条 委託費は、委託業務が完了し、その額が確定した後に支払うものとする。

2 財団は、前項の規定にかかわらず、受託者から前払いの請求があり、業務遂行上必要と認める場合は、概算払いをすることができるものとする。(別記様式第5号)

(委託業務の報告)

第10条 財団は、受託者が委託業務を完了したとき(委託業務を中止したときを含む。)は、委託業務報告書を提出させるものとする。(別記様式第6号)

(委託業務の変更又は中止)

第11条 受託者は、業務実施計画の内容に重大な変更(総委託費の増又は、3割を超える減)を行う必要が生じた場合又は委託業務を中止せざるを得ない事由が生じた場合は、速やかに財団と協議するものとする。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、委託契約及び委託業務の実施に必要な事項については、双方協議の上、定めるものとする。

附則 この要領は、平成27年2月12日から施行する。

附則 この要領は、平成28年2月19日から施行する。
但し、平成28年度の契約から適用する。

附則 この要領は、令和元年10月1日から施行する。

附則 この要領は、令和2年4月1日から施行する。

別表 1 - 1 農地中間管理事業に係る市町等への委託業務の内容

委託業務	委託業務区分	委託業務内容
農地中間 管理事業 委託事業	窓口の設置・情報発信，説明会等の開催	事業の相談・出し手・借り手の受付窓口の設置，事業の説明，広報等
	出し手の掘り起こし	出し手の掘り起こし，意向確認，リストアップ等
	借り手の掘り起こし	借り手の掘り起こし，意向確認，リストアップ等
	農地情報等の整理	出し手，借り手及び農地情報のデータ収集（登記，台帳情報等）・入力
	農用地利用配分計画に係る業務	借受者を選定するための調整，貸付手続等に係る書類の作成と確認等
	貸付者・借受者への対応	貸付者の相談対応，借受者との意見交換会の実施等
	その他	その他，財団が認める業務推進に必要な業務

別表 1 - 2 農地中間管理事業に係る農業協同組合等への委託業務の内容

委託業務	委託業務区分	委託業務内容
農地中間 管理事業 委託事業	窓口の設置・情報発信，説明会等の開催	事業の相談・出し手・借り手の受付窓口の設置，事業の説明，広報等
	出し手の掘り起こし	出し手の掘り起こし，意向確認，リストアップ等
	借り手の掘り起こし	借り手の掘り起こし，意向確認，リストアップ等
	貸付者・借受者への対応	貸付者の相談対応，借受者との意見交換会の実施等
	その他	その他，財団が認める業務推進に必要な業務

別表 2 委託費の対象となる経費

区分	委託業務内容
旅費	農地中間管理事業を実施するために直接必要な受託者の経費
事務等経費	事業を実施するために受託者が直接必要な印刷製本費，通信運搬費，雑役務費（手数料，印紙代等），借上費（会場借料，事務所使用料，パソコン等のリース料），消耗品，賃金（臨時的に雇用した者，正職員の時間外労働に応じた対価，地方公共団体の正職員にあっては本俸でなく手当に限る。），諸手当（臨時雇用者），共済費（臨時雇用者），労働者派遣料

(別記様式第1号)

令和 年 月 日

様

一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団
理事長

令和 年度農地中間管理事業委託業務の実施について

一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団農地中間管理事業業務委託実施要領第5条第1項に基づき、農地中間管理事業に関する次の内容について委託したいので、御了解の場合は、同意書（別記様式第2号）に記名押印の上、返送いただきますようお願いいたします。

農地中間管理事業に係る委託業務の内容（市町等の場合）

業務区分	業務内容
窓口の設置・情報発信、説明会等の開催	事業の相談・出し手・借り手の受付窓口の設置，事業の説明，広報等
出し手の掘り起こし	出し手の掘り起こし，意向確認，リストアップ等
借り手の掘り起こし	借り手の掘り起こし，意向確認，リストアップ等
農地情報等の整理	出し手，借り手及び農地情報のデータ収集（登記，台帳情報等）・入力
農用地利用配分計画案に係る業務	借受者を選定するための調整，貸付手続等に係る書類の作成と確認等
貸付者・借受者への対応	貸付者の相談対応，借受者との意見交換会の実施等
その他	その他，財団が認める業務推進に必要な業務

農地中間管理事業に係る委託業務の内容（農業協同組合等の場合）

業務区分	業務内容
窓口の設置・情報発信、説明会等の開催	事業の相談・出し手・借り手の受付窓口の設置，事業の説明，広報等
出し手の掘り起こし	出し手の掘り起こし，意向確認，リストアップ等
借り手の掘り起こし	借り手の掘り起こし，意向確認，リストアップ等
貸付者・借受者への対応	貸付者の相談対応，借受者との意見交換会の実施等
その他	その他，財団が認める業務推進に必要な業務

(別記様式第2号)

第 号
令和 年 月 日

一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団理事長 様

受託者名 印

同 意 書

令和 年 月 日付けで依頼のあったことについて、同意します。
なお、受託する業務は、別添の令和 年度委託業務実施(変更)計画書(別記
様式第3号)のとおりです。

(別記様式第3号)

令和 年度農地中間管理事業委託業務実施(変更)計画書

第 号
令和 年 月 日

一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団理事長 様

受託者名 印

一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団農地中間管理事業業務委託実施要領第4条に基づき委託される業務について下記により実施します。

1 業務実施計画

(1) 業務内容

(市町等の場合)

業務区分	業務内容
窓口の設置・情報発信, 説明会等の開催	事業の相談・出し手・借り手の受付窓口の設置, 事業の説明, 広報等
出し手の掘り起こし	出し手の掘り起こし, 意向確認, リストアップ等
借り手の掘り起こし	借り手の掘り起こし, 意向確認, リストアップ等
農地情報等の整理	出し手, 借り手及び農地情報のデータ収集(登記, 台帳情報等)・入力
農用地利用配分計画案に係る業務	借受者を選定するための調整, 貸付手続等に係る書類の作成と確認等
貸付者・借受者への対応	貸付者の相談対応, 借受者との意見交換会の実施等
その他	その他, 財団が認める業務推進に必要な業務

(農業協同組合等の場合)

業務区分	業務内容
窓口の設置・情報発信, 説明会等の開催	事業の相談・出し手・借り手の受付窓口の設置, 事業の説明, 広報等
出し手の掘り起こし	出し手の掘り起こし, 意向確認, リストアップ等
借り手の掘り起こし	借り手の掘り起こし, 意向確認, リストアップ等
貸付者・借受者への対応	貸付者の相談対応, 借受者との意見交換会の実施等
その他	その他, 財団が認める業務推進に必要な業務

(2) 主な実施業務の概要(具体的に記載)

記入例 ・令和〇〇年度担い手の集積面積目標〇〇〇haにあわせて機構の活用提案 ・〇〇地区の集落法人化支援にあわせた機構の活用提案 ・新規就農者〇経営体, 新規参入者〇経営体の支援にあわせた機構の活用提案
--

2 業務実施期間（予定）

令和 年 月 日～令和 年 月 日

3 収支予算

(1) 収入の部

区 分	予 算 額 (円)	備 考
委託費		
計		

(2) 支出の部

区 分	予 算 額 (円)	備 考
人件費	賃金職員	
	時間外手当	
旅費		
需用費		
役務費		
計		

(別記様式第5号)

令和 年度農地中間管理事業委託費概算払請求書

第 号
令和 年 月 日

金 円

ただし、令和 年度農地中間管理事業委託費として概算払第 次分上記のとおり請求します。

受託者名 印

一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団理事長 様

(内 訳)

委託費 (契約額)	受領済額	今回請求額	差引残額	備考
円	円	円	円	

(振込先)

銀行名 (銀行コード番号)	
支店名 (支店コード番号)	
預金種目	
口座番号	
(フリガナ) 口座名義	

(別記様式第6号)

令和 年度農地中間管理事業委託業務実績報告書

第 号
令和 年 月 日

一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団理事長 様

受託者名 印

一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団農地中間管理事業業務委託実施要領第10条に基づき、実績を次のとおり報告します。

なお、併せて精算額金 円也の支払いを請求します。

1 業務実施報告

(1) 業務内容

(市町等の場合)

業務区分	業務内容
窓口の設置・情報発信、説明会等の開催	事業の相談・出し手・借り手の受付窓口の設置，事業の説明，広報等
出し手の掘り起こし	出し手の掘り起こし，意向確認，リストアップ等
借り手の掘り起こし	借り手の掘り起こし，意向確認，リストアップ等
農地情報等の整理	出し手，借り手及び農地情報のデータ収集（登記，台帳情報等）・入力
農用地利用配分計画案に係る業務	借受者を選定するための調整，貸付手続等に係る書類の作成と確認等
貸付者・借受者への対応	貸付者の相談対応，借受者との意見交換会の実施等
その他	その他，財団が認める業務推進に必要な業務

(農業協同組合等の場合)

業務区分	業務内容
窓口の設置・情報発信、説明会等の開催	事業の相談・出し手・借り手の受付窓口の設置，事業の説明，広報等
出し手の掘り起こし	出し手の掘り起こし，意向確認，リストアップ等
借り手の掘り起こし	借り手の掘り起こし，意向確認，リストアップ等
貸付者・借受者への対応	貸付者の相談対応，借受者との意見交換会の実施等
その他	その他，財団が認める業務推進に必要な業務

(2) 主な実施業務の概要（具体的に記載）

記入例

- ・令和〇〇年度担い手の集積面積目標〇〇〇haにあわせて機構の活用提案
- ・〇〇地区の集落法人化支援にあわせた機構の活用提案
- ・新規就農者〇経営体，新規参入者〇経営体の支援にあわせた機構の活用提案

2 業務実施期間

令和 年 月 日～令和 年 月 日

3 収支精算

(1) 収入の部 (単位：円)

区 分	予算額	精算額	比較増減		備 考
			増	減	
委託費					
計					

(2) 支出の部 (単位：円)

区 分	予算額	精算額	比較増減		備考
			増	減	
人件費					
賃金職員					
時間外手当					
旅費					
需用費					
役務費					
計					

注) 経費ごとの内訳書を添付すること。